

仕 様 書

1. 件名

海外赴任者等の海外旅行傷害保険に係る企業包括契約

2. 契約内容

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「当機構」という。）の海外赴任者及び帯同家族に対して海外旅行傷害保険を付保するとともに、当機構と保険会社の間において企業包括契約（以下「特約」という。）を締結する。

3. 保険種類

海外旅行傷害保険

4. 企業包括契約の特約期間

2023年4月1日0時から2024年3月31日24時まで

上記の特約期間に日本を出発する海外赴任者及び帯同家族並びに既に赴任中の海外赴任者及び帯同家族の保険契約については、帰着日が特約期間を超える場合、当該保険契約の保険期間は帰着日（最大2年）まで延長されるものとする。

5. 保険対象地域

すべての国・地域。

6. 被保険者

当機構の海外赴任者及び帯同家族（既に赴任中の海外赴任者及び帯同家族を含む。）

7. 保険内容及び補償額

保険内容及び補償額は下表のとおり。

保険内容	海外赴任者補償額	帯同家族補償額
傷害死亡保険	50,000 千円	10,000 千円
傷害後遺障害保険	50,000 千円	10,000 千円
疾病死亡保険	20,000 千円	10,000 千円
治療・救援費用保険	30,000 千円	30,000 千円
歯科治療費用補償	年間限度額 300 千円 以上	年間限度額 300 千円 以上

※死亡保険金受取人は法定相続人とする。

※歯科治療補償特約は待機期間を15日とし、縮小割合は70%とする（海外旅行中に発病した歯科疾病を原因として、渡航後15日の待機期間後の歯科医師による歯科治療に対し、縮小割合を乗じた金額を支

払うものとする。)

8. 保険契約の条件

- ①特約期間に赴任中の海外赴任者及び帯同家族が加入可能であること。(既渡航者は 2023 年 4 月 1 日付けで付保とすること。)
- ②契約病院の紹介サービスが 24 時間体制で使用できること。
- ③契約病院でキャッシュレス・メディカルサービスによる利用が可能なこと(歯科治療を除く。)
- ④以下の補償について海外赴任者の任意で上乗せができること。

保険内容	海外赴任者補償額
傷害死亡保険	1,000 千円
傷害後遺障害保険	1,000 千円
家族総合賠償責任	10,000 千円
生活用動産特約	1,000 千円

※生活用動産特約は自己負担(免責額)3 万円とする。

9. 保険料の支払い

毎月報告・毎月精算とする。

- ①特約締結後に特約期間中の見込み人数相当分の保険料の 1/12 以上(暫定保険料)を保険会社に支払う。暫定保険料は一時払いとする。
- ②保険会社は、当機構からの毎月の報告に基づいて保険料を算出する。当機構は、確定した保険料(確定保険料)を保険会社に支払う。
なお、特約期間の最終月の報告時には確定保険料と暫定保険料の差額を精算する。
- ③当機構からの毎月の報告は、原則、紙媒体による通知とする。

10. その他

- ①保険契約は代理店扱いとすることができる。
- ②英文付保証明書は、当機構からの通知後に当機構の定める記載内容で発行を行うものとする。
- ③保険料支払い猶予特約(支払い期日は 4 月末日)を付帯すること。
- ④保険の補償内容に関し、補償範囲を縮小変更する特約は付帯しないこと。
- ⑤本業務における契約書は、保険会社の契約書(海外旅行保険申込書、海外旅行保険企業包括契約特約書等)を使用する。
- ⑥業務上知り得た機密事項及び個人情報については、他言・持ち出し・利用をしないこと。万一、機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合には、速やかに当機構担当者に報告すること。